

令和6年度 診療報酬改定 医療従事者の賃上げと処遇改善について

医療従事者的人材確保と賃上げに向けた 国の取り組みが強化されました

令和6年度の診療報酬改定では、医療従事者の賃金改善を図るため、「外来・入院のベースアップ評価料」が新設されました。

持続可能な医療提供体制を維持するために、医療従事者的人材確保と処遇改善が改定の最重要項目となっており、そのための賃上げが可能となるよう新設された点数です。

この評価料は、医療機関が医療従事者の基本給または毎月支給される手当のベースアップを行う取り組みを評価するためのものです。

この取り組みにより、医療従事者の処遇改善を図り、質の高い医療サービスの提供を維持することを目的としています。

そのため、外来受診された方の初診時および再診時には、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」を会計時に算定させていただきます。

また、入院されている方につきましては、1日につき「入院ベースアップ評価料」を算定させていただきます。

令和6年6月1日より、外来診療料および入院基本料において、それぞれ加算点数を算定させていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

- 初診時 : 6点
- 再診時 : 2点

◆ 入院ベースアップ評価料

- 入院基本料 : 52点（1日につき）